

令和 4 年第 2 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	P 4
2	さくら市税条例等の一部改正について	P 4
3	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P 5
4	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正について	P 5
5	令和4年度さくら市一般会計補正予算(第2号)	P 6
6	令和4年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第1号)	P 7
7	市道路線の認定について	P 7
8	市道路線の変更について	P 7
9	令和3年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 8
10	令和3年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 8
11	令和3年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 9
12	令和3年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 9
13	人権擁護委員候補者の推薦について	P 9
14	議案説明資料 参照法令等	P11
15	さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P14
16	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P17

番号	項 目 名	ページ
17	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P28
18	さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P30
19	さくら市市道認定調書	P32

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 4 件、予算 2 件及びその他の議案等 7 件であります。

議案第 1 号は、さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における、選挙運動の公費負担額を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税におけるわがまち特例の特例項目を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税と同様のわがまち特例の特例項目を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、新型コロナウイルスの影響に伴い、国民健康保険税及び介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2 億 2,325 万 1 千円を追加し、予算の総額を 197 億 7,325 万 1 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,570 万 5 千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 8,003 万 3 千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 828 万円、16 款県支出金で、畜産環境対策総合支援事業補助金 5,941 万 5 千円、19 款繰入金で、さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 1,146 万 8 千円を追加し計上いたしました。

歳出の主なものでは、4 款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 8,831 万 3 千円、5 款農林水産業費で、主食用米作付農家支援事業費 681 万 6 千円、畜産環境対策総合支援事業費 5,941 万 5 千円、6 款商工費で、地元応援キャッシュレスポイント還元事業費 3,150 万円、9 款教育費で、学校教育課庶務事務費 1,174 万 3 千円を追加し計上いたしました。

議案第 6 号は、令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 44 万円を追加し、予算の総額を 35 億 1,730 万 7 千円とするものであります。

歳入では、3 款国庫支出金で、事務費交付金国庫補助金 29 万 3 千円、8 款繰入金で、事務費繰入金 14 万 7 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 44 万円を追加し計上いたしました。

議案第 7 号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、道路利用者の利便性向上を図るためにさくら市が宇都宮市行政区域内に整備する道路及び接続する道路について、市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 8 号は、市道路線の変更についてであります。

本案は、道路利用者の利便性向上を図るためにさくら市が宇都宮市行政区域内に整備する道路及び接続する道路について、既存の市道を変更して認定するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、令和 3 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、住民情報関連システム管理事業ほか 16 件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 2 号は、令和 3 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、道路改良事業の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第 3 号は、令和 3 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、未普及地域解消事業費（7 工区）の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、令和 3 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、氏家水処理センター No. 1 汚泥脱水機制御盤修繕の繰越計算書を報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

現委員、わたなべゆきお渡邊幸雄氏が令和 4 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（予算の繰越）

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合には、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（繰越明許費）

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 22 号) (第 1 条関係) (1/2)

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 4 条 市は、候補者 (前条の届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者 (以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。) に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 (以下「自動車借入れ契約」という。) である場合 当該選挙運動用自動車 (同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額 (当該金額が <u>1 万 6, 100 円</u> を超える場合には、<u>1 万 6, 100 円</u>) の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 700 円</u> に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出の</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 4 条 市は、候補者 (前条の届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者 (以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。) に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 (以下「自動車借入れ契約」という。) である場合 当該選挙運動用自動車 (同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。) のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額 (当該金額が <u>1 万 5, 800 円</u> を超える場合には、<u>1 万 5, 800 円</u>) の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車 (これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。) が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 560 円</u> に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出の</p>

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（平成17年さくら市条例第22号）（第1条関係） (2/2)

改 正 案	現 行
<p>あつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p> <p>（選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>あつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 略</p> <p>（選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年さくら市条例第23号）（第2条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者（以下「契約業者」という。）に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者（以下「契約業者」という。）に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p>

改 正 案	現 行
<p>に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。) に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき (特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</p> <p>(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項に規定する確定申告書 _____ に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する確定申告書 _____ に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定め</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定め</p>

改 正 案	現 行
<p>るところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税</u>に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)) の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)) で控除対象配偶者に該当しないもの) に係るものを除く。) 若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同</p>	<p>るところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの (公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額 (令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額 (所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者</p> <p>_____ に係るものを除く。) 若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同</p>

改 正 案	現 行
<p>じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～10 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。)</u></p>	<p>じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、<u>施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</u></p> <p>3～10 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>の氏名</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。第2号において同じ。)又は<u>扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>扶養親族(控除対象扶養親族 _____を除外する。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳の閲覧 (法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの閲覧を含む。) の手数料は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>	<p>第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳の<u>閲覧の手数料</u>_____は、手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p>
<p>第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付 (法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。) の手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p>	<p>第 73 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付_____手数料は、手数料条例に定めるところによる。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から<u>令和 20 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から<u>令和 7 年</u>までの各年である場合に限る。) において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項 (同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から<u>令和 15 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から<u>令和 3 年</u>までの各年である場合に限る。) において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項 (同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>
<p>第 10 条の 2 略</p>	<p>第 10 条の 2 略</p>
<p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条</p>	<p>2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する市町村の条</p>

改 正 案	現 行
<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合 (第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項前段に規定する条約適用配当等 (以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年分の所得税に係る _____ の同条第 4 項に規定する確定申告書にこの項 _____ の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 _____</p> <p>_____ であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>限る。)</p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合 (第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項前段に規定する条約適用配当等 (以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。</p> <p>_____ (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第 26 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例 (平成 17 年さくら市条例第 62 号) (第 1 条関係) (10/10)

改 正 案	現 行
<hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>第2条 さくら市税条例の一部を改正する条例(令和3年さくら市条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>附 則 (市民税に係る経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は</u>、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>第2条 さくら市税条例の一部を改正する条例(令和3年さくら市条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に改める。</p> <p>附 則 (市民税に係る経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p><u>(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)</u></p> <p>9 <u>法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 <u>附則第 11 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 11 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 11 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</u></p> <p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 <u>附則第 10 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 10 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</u></p> <p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5</p>

改 正 案	現 行
<p>年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>16 略</p>	<p>15 略</p>
<p>17 <u>附則第11項及び第13項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第11項及び第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項、第12項、第14項及び第15項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第14項から第16項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第16項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分</u>の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p>16 <u>附則第10項及び第12項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第10項及び第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項、第13項及び第14項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第13項から第15項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第15項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第15項</u>の「前年度分</u>の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>
<p>18 略</p>	<p>17 略</p>
<p>19 略</p>	<p>18 略</p>

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民健康保険税条例(平成17年さくら市条例第65号)(第1条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>22 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。)の減免については、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>23 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>22 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった国民健康保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。)の減免については、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>23 略</p>

さくら市国民健康保険税条例及びさくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

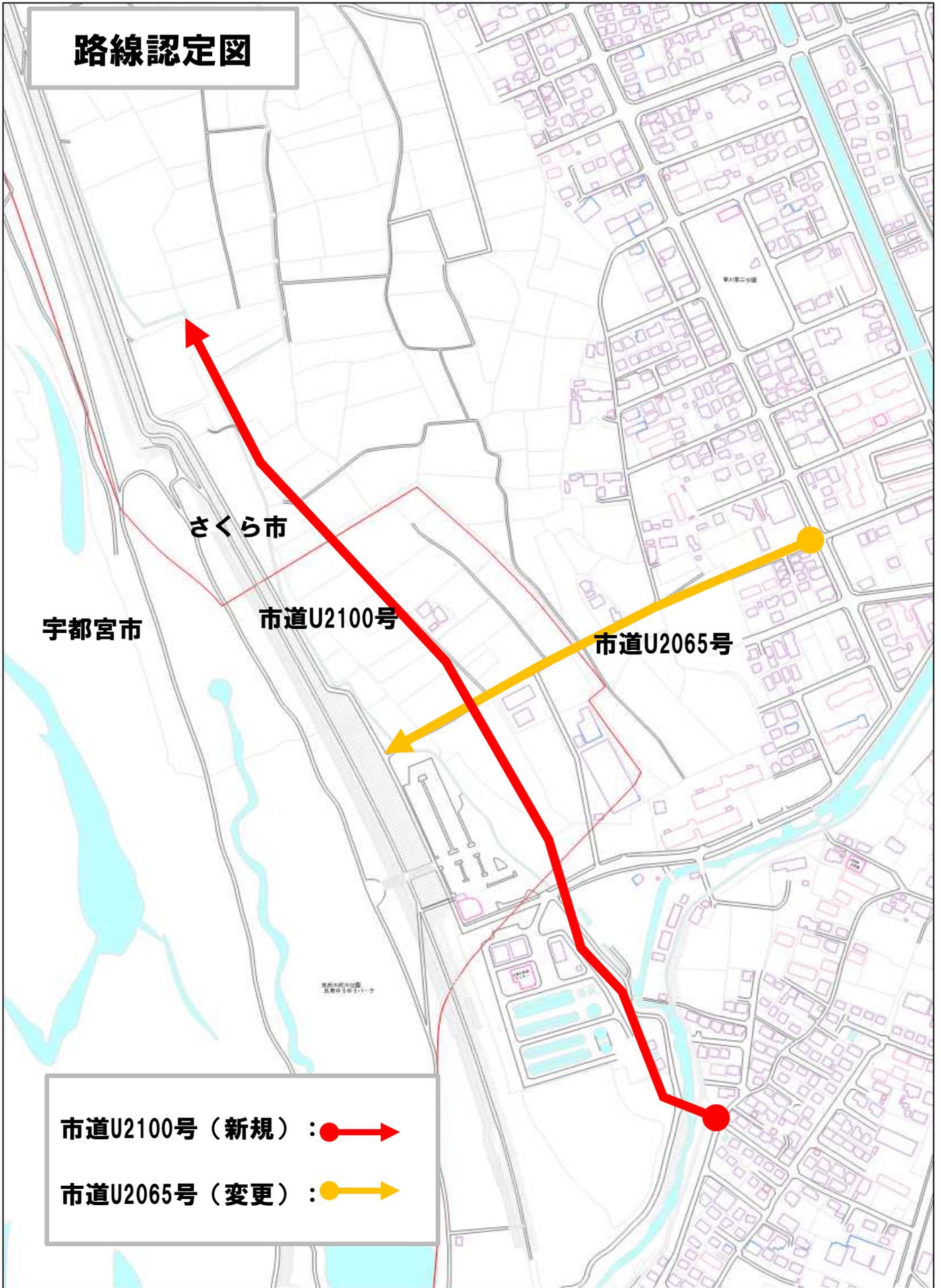
>

○さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）</p> <p>19 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>20 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例）</p> <p>19 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する次の各号のいずれかに該当する者に対する保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出がなかったため令和2年2月1日以降に納期限が到来することとなった保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内にあつたならば同年2月1日前に納期限が到来すべきものを除く。）の減免については、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>20 略</p>

路線認定図



市道U2100号 (新規) : ●→

市道U2065号 (変更) : ●→